

小樽市長

山 田 勝 磐 様

興業の発展・飛躍を最前線の活動で実現する
大企業の経営課題の解決と中小者の販路開拓に貢献
連合北海道小樽地区連合会
会長 佐藤 浩

2009年度（平成21年度）市政に関する「要求と提言」

要請趣旨

貴職の日頃からの市民の暮らしと福祉の向上に向けた努力に心から敬意を表します。

連合小樽は、2009年度小樽市政に関する「要求と提言」においては、全ての計画・政策の推進が、単なる財政削減による効率化策ではなく、市民生活にとって必要な医療・福祉・保険・教育等のサービスを維持する、「選択と集中」と「温かい改革」となるように求めます。

要請事項

1. 安定的雇用の確保と経済・産業の振興

(1) 雇用創出計画の策定と新卒者の就職促進と拡大

- ① 地域の求職者に対する職業相談・紹介、教育訓練や離職者・失業者の援護・生活支援対策の拡充をはかられたい。
- ② 米国経済の低迷や円高などの影響により、全国的に新卒者の内定取り消しが発生していますが、来春の管内新卒者に対する内定取り消しを行わないよう市内外各事業所へ要請するとともに、就職先拡大・確保のため積極的な働きかけを実施されたい。

(2) 季節労働者の冬期失業の解消と通年雇用化の促進

- ① 季節労働者の生活と雇用の安定のため、特例一時金50日の復活を国に働きかけていただきたい。
- ② 国の通年雇用促進支援事業に基づく地域協議会が策定する事業計画については、各地域の創意工夫を保証して自由な計画策定を認めるよう、短期就労事業を拡大するための予算措置を含めて、支援事業の抜本的見直しを国に求められたい。

(3) 勤労者の労働条件および就労環境の整備・改善

- ① 小樽市が事業者と契約を締結する際に、良質な公共サービスの安定的提供とその事業に従事する者の労働条件の改善、ならびに職場の安全が確保されるよう公契約条例を制定すること。
- ② 制定する公契約条例には、労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、パート労働法、男女雇用機会均等法、育児介護休業法、雇用保険法、社会保険法、就業規則整備等の法令遵守、社会保険の全面適用等を公契約の必須条件とすること。特に、過去1年間における労働基準法等違反企業や不当労働行為企業を契約から排除すること。
- ③ 改正パート労働法等に対応した非正規労働者の雇用条件の改善をはかるため、法の趣旨に反する不合理な賃金格差を是正するよう、企業・使用者団体に求め、中小企業勤労者の福祉向上をはかること。
- ④ パート労働者等の非正規労働者も厚生年金・健康保険・雇用保険に加入させるよう、加入要件の改定を国に求める。
- ⑤ 法定最低賃金の周知・徹底について、小樽市の発注・委託先企業や市の広報誌への掲載などあらゆる機会をとらえて行うこと。

(4) 地域経済の活性化と中小企業・観光産業の振興

- ① 昨今の経済・金融情勢下で、金融機関は株価の下落で評価損が発生し、自己資本比率が下がり、資本注入や資産圧縮の対応を迫られおり、地場の中小企業に対する「貸し渋り・

- 貸しはがし」が懸念されています。小樽市におかれましては、管内金融機関に対して「貸し渋り・貸しはがし」がないよう要請・監視願いたい。
- ② 企業誘致を積極的に行うとともに、中小企業・起業家や商店街を中心とした活性化事業への支援の拡充をはかられたい。
- ③ 小樽運河の美化と周辺地域の景観保全をはかるとともに、海外からの観光客増加に対応するため、外国語による案内表示等を充実させ、質を追求した施設整備をすすめられたい。
- ④ 民間主導によるカジノ誘致組織へのオブザーバー参加について、カジノは賭博であり、市民が築いてきた小樽のイメージが崩れる可能性も否定できません。そうなれば、どちらもだめになることが懸念されますので、慎重な対応をお願いしたい。

(5) 地上デジタル放送への対応

2011年の地上デジタル放送への移行を控え、市内では難視聴世帯ができると想定されています。視聴者や地域の実態を把握し生活弱者を中心に、視聴できない市民が出ないよう、国や放送事業者に対してきめ細かな支援策を講ずるよう求められたい。

2. 地域医療と福祉の確保・充実

(1) 地域医療の充実

- ① 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」で打ち出された社会保障関係費を毎年2200億円削減する方針を撤回するよう、国に求めること。
- ② 自治体財政を優先する「公立病院改革プラン」策定は、地域医療崩壊に拍車をかけるものであるため、「プラン」の取りまとめにあたっては、利用者の視点に立ったものとし、利用者と十分に情報交換・意見交換を行うこと。
- ③ 安心・信頼の医療が受けられるよう、将来にわたり医師の絶対数を確保するための措置を講じること。また、看護師等の確保をはかるため、勤務条件の改善、潜在看護師の掘り起こしや再就職支援等適切な措置を講じること。
- ④ 公立病院特例債の発行年度は今年度限りとしているが、地方の状況を判断し、来年度以降も検討するよう国に求めること。
- ⑤ 全国各地で起こっている産婦人科患者の受け入れ拒否の問題について、市内には出産可能な病院が2ヶ所しかないため、「たらい回し」のようなことが起こらぬよう札幌の医療機関との調整など、速やかに対処できるような態勢を整えられたい。

(2) 後期高齢者医療制度

「後期高齢者医療制度」を廃止し、抜本的見直しを行うよう国に求めること。

(3) 障がい者施策の推進

- ① 65歳から74歳の障がい者に対する医療費助成について、「後期高齢者医療制度」の加入を条件としないこと。

② 「障害者権利条約」が2006年に国連で採択されました。小樽市においても障がいのある人が暮らしやすい社会づくりのため、尊厳の保持と権利擁護及び差別や偏見のない社会の実現にむけ、障がい者への差別を解消する条例を制定すること。

(4) 生活保護制度

生活保護制度の申請・受給にあたって、申請権の侵害が生じないよう、各種適正化通知に対しては受給者保護の観点から対処されたい。

(5) 子育て支援の拡充・強化

- ① ひとり親家庭が安心して子育てできる環境を整備するため、保育所の優先入所などの子育て支援と経済的支援を合わせた総合的な取り組みで、ひとり親家庭に対する自立支援を拡充されたい。また、児童福祉手当の支給水準の変更を元に戻し、生活保護給付の母子加算の廃止を見直すよう国に求めるとともに、母子加算の廃止によって生活困窮に陥っている家庭に対しての相談窓口の設置や支援策を講じられたい。
- ② 留守家庭児童対策については、財政難を理由に受益者負担とはせず、全額公費負担とされたい。

(6) 冬期間における歩行者保護と交通渋滞緩和対策

- ① ロードヒーティングの停止箇所の増加による車両の接触事故や歩行者の転倒事故防止のため、路面の状況に合わせた融雪剤の散布などのきめ細かな対応を願いたい。
- ② 除排雪体制について、国（国道）・北海道（道道）との連携において効率的な体制を構築するとともに、歩道の段差解消や置き雪対策についても必要な対策を講じられたい。

3. 市民の目線に立った行政改革、地方分権改革の推進

(1) 国の責任による財政支援策と財政構造の抜本的改革

- ① 財政の収入確保のために、地方交付税の総額確保や財政保障機能・財源調整機能が発揮される交付税改革となるよう求めること。
- ② 自治体財政健全化法の施行を踏まえ、財政指標のみを基準に事業のありかたを判断せず、住民生活に直結する医療、福祉、環境、教育、ライフラインなど、公共サービスの確保を優先した予算編成とすること。

(2) 自治体財政の確立と地方分権の推進

- ① 国が果たすべき基本的事務事業以外は基礎自治体が行うなど、国・地方の役割分担を明確にし、国から基礎自治体に対する大幅な権限委譲を求める。また、税財源の移譲やひも付き補助金の廃止、地方交付税の拡充などにより地方に十分な自主財源を保障するよう国に求めること。

- ② 地方税の充実による分権型社会制度を確立するよう国に求めること。
- ③ 現在の北海道開発局・農政事務所などの国の出先機関の見直し議論は、もっぱら組織減らしや人員削減など国の行政改革の都合を優先させたものであると言わざるを得ない。必要なことは、国の役割を明確にして、自治の視点に基づき地方への大胆な事務・権限の移行をすすめていくことであり、一方的な「出先機関の廃止・縮小」を行わないよう国に働きかけること。また、雇用能力開発機構の廃止や道の研究機関の独立行政法人化についても国・道に対して再考を求めるこ

4. 環境対策

(1) 資源循環型社会の構築にむけた総合的な取り組みの推進。

- ① 循環型社会の形成に寄与する産業の振興、学校・地域・家庭等において教育及び学習の振興ならびに広報活動を充実させるため、必要な財政措置を講じられたい。
- ② 「家電リサイクル法」が施行されているが、不法投棄が後を絶たないため、個人・事業者を問わず厳正に対処すること。また、廃家電の多数が法定通りに処分されず、中古市場や海外等に流失している現状から、国が徹底した指導を求められたい。

5. 教育政策

(1) ゆとりある教育の実現と家庭・地域との連携

- ① 小中学校における30人以下学級の導入についてさらに推進する。いじめ等の早期発見及び解決のためにも、子どもとの対話や信頼関係が築けるゆとりある教育のために更に少人数学級拡大などに努力すること。
- ② 義務教育費国庫負担制度を堅持し、国庫負担1/2の復元、教育の機会均等と教育水準の維持を国に求めること。
- ③ 道教委「新たな高校教育に関する指針」については、高校の統廃合・再編を一層加速させるとともに、差別・選別をすすめ、高校間格差を拡大させることから、「指針」を再考・撤回するよう道に求めること。
- ④ 「強制するものではない」との政府答弁の下で成立した「国旗・国歌法」は、今や入学式・卒業式での国旗掲揚や国歌斎唱において強制が当たり前となり、従わない者には処分や恫喝という事態まで発生している。子どもや教職員、保護者の思想・信条の自由を侵害しており、速やかに是正措置をとること。さらに、それが新学習指導要領にもとづく指導とされているが、学校職場を混乱させないために抜本的見直しをすること。
- ⑤ 学校を地域住民のコミュニティ拠点として位置付け、子どもと大人・高齢者との交流、住民の生涯学習の場等としての機能化をはかるとともに、管理する人員の配置など使いやすい環境を整備すること。
- ⑥ 学校施設の整備にあたっては、緑化やグランドの芝生化など環境に配慮し、高齢者・障がい者のためのバリアフリー化などの多機能化に向けた改善に努力すること。
- ⑦ 自治体財政の逼迫を理由に、子どもたちの負担や不平等が起きないようし、教育関連

予算について十分な対応を行うこと。

(2) 私学助成の充実

- ① 公私立間の学費格差の解消、保護者負担の軽減、教育条件の維持のため、私立学校等に対する「私立高等学校管理運営対策費補助金」の拡充をはかるよう道に求められたい。
 - ② 保護者がリストラ等で失業状態にある場合や生活保護世帯の子どもに対する授業料軽減補助制度や入学資金貸付制度及び奨学資金貸付事業や授業料免除制度の創設など、退学しなくても学べる環境を整備されたい。

6. 平和・危機管理等

(1) 核兵器搭載艦・航空機への対応

- ① 日米安保条約の事前協議制が空洞化されているなかで、核兵器の搭載の有無が確認できない。自治体として、核兵器搭載を想定して軍艦の港湾の使用を認めない条例を制定すること。
 - ② 新ガイドライン以降、空母やイージス艦などの寄港が相次いでいるが、地元経済への支障及び寄港地では乗組員による事件の発生を懸念しており、軍艦の寄港に反対すること。

以上

2009年1月13日

小樽市長 山田勝磨様

日本労働組合総連合会北海道連合会
後志地域協議会雇用対策本部
会長・本部長 佐藤浩

非正規労働者等の緊急雇用対策に関する要請書

日頃より小樽市の経済発展と雇用の安定にご尽力いただいていることに対し、心より敬意を表します。

さて、米国のサブプライムローン問題に端を発した金融危機は、実体経済に影響を及ぼし、日本経済も外需が減少し、内需は原材料価格の高止まりや、家計の改善の遅れから低迷を続けています。

こうした状況下で、本道の雇用情勢も厳しさを増しつつあります。完全失業率は、2007年10月以降5.0%を超え、2008年1~3月には5.6%となり、その後も引き続き高率の失業率で推移しています。常用の有効求人倍率も2008年の3月までは0.50倍を維持していましたが、4月以降は0.45倍前後まで低下し、雇用情勢は予断を許さない状況です。とりわけ深刻なのが非正規労働者の問題です。派遣労働者の契約打ち切りや期間工など有期契約労働者の雇い止めなどが頻発し、製造業では数百人、数千人単位での派遣契約の打ち切りが報じられています。今後もさらに派遣労働者の契約打ち切りや雇い止めが懸念されるところです。また、新規学卒者の採用内定取り消し事例も散見されるところです。

私どもは、このような緊急事態に対応し、これ以上雇用問題を深刻化させないために、適切なマクロ経済対策に加えて、政府、地方自治体として以下の内容を盛り込んだ緊急の雇用対策を実施する必要があると認識しております。

貴職におかれましては、私どもの要請内容に特段の配慮を戴き、緊急の雇用対策を実施されるよう要請します。

【要請事項】

1. 緊急雇用・生活対策の強化

緊急的な雇用対策の強化に向け、地方自治体として以下の事項に十分配慮した施策を行うとともに、政府に必要な施策の実現を求める。

- (1) 派遣労働者、有期契約労働者の解雇・雇い止めに対する雇用対策を行う。
- (2) 大学生等学生の採用内定取り消しに対する対策を行う。
- (3) 長期失業者、フリーター、母子家庭の母等の訓練機会に恵まれない者に対する職業訓練を充実し良質な雇用機会を提供する。
- (4) 雇用保険の給付改善と適用範囲の見直しを行う。また、国庫負担を堅持するとともに、雇用保険料率 および雇用保険2事業の料率引き下げは当面は行わない。
- (5) 現在政府で検討されている2兆円「生活支援定額給付金」は、中低所得者層等への物価上昇分の補填に限定する。緊急対策として、医療、介護、雇用対策など社会的セーフティネットの機能強化に重点的な財政措置を行う。

2. 経済・金融対策の強化

- (1) 金融機関の貸し渋り対策（信用収縮対策）
地方における中小・地場企業への信用収縮対策をすすめるとともに、政府に次の政策を求める。
 - ①中小・地場企業に対する政府系金融機関への資金提供を拡充する。
 - ②信用保証制度の抜本的拡充と適正な制度運営をはかる。
 - ③金融検査マニュアル（中小企業融資編）の趣旨・内容を周知徹底し、画一的・一律的な検査を行わない。
- (2) 雇用創出、消費回復、地域経済の再生など内需の拡大につながる政策運営を行う。
 - ①福祉型社会において不可欠なサービス部門を中心に、政府、自治体の予算を増額し、公共的セクターでの雇用拡充をはかる。
 - ②福祉、教育、環境、防災等国民の暮らしに直結した歳出項目への予算措置の重点化をはかる。

(3) 物価安定対策の実施

- ①燃料費を軽減するため揮発油税等の暫定税率を凍結・廃止するよう求める。
- ②寒冷地における「福祉灯油制度」を整備徹底する。

(4) 所得税制度改革

政府に次の政策を求める。

- ①物価上昇分に相当する家計支援策として、中低所得者層を中心に所得税減税を実施するとともに、生活困窮世帯に対する補助金制度を創設する。低所得者層に対する「負の所得税」（給付つき税額控除）の制度創設について検討する。
- ②所得税の累進性や資産課税を強化し、税の所得再分配機能を高める。

以上